

報道機関配付資料 安城市

件名 安城市議会 9 月定例会が閉会

令和 6 年 9 月 2 7 日

令和 6 年 9 月 2 7 日（金）、令和 6 年第 3 回安城市議会定例会
が再開され、関係委員会に審査を付託していた市長提出議案 2 0
案件、請願 1 件並びにこの日追加で上程された同意案 1 件及び議
員提出議案 4 件の、合わせて 2 6 案件の採決を行い、閉会した。

委員会付託されていた市長提出の 2 0 案件は、いずれも委員長
報告どおり原案を認定及び可決した。また、「再審法の改正に関
する意見書の提出を求める請願」は、採択された。

この日、追加上程された「教育委員会委員の任命について」の
同意案 1 件は原案どおり同意され、議員提出議案 4 件（添付資料）
はいずれも原案どおり可決された。

問い合わせ 安城市役所議事課

電話（直通） 0 5 6 6 - 7 1 - 2 2 5 2



安城市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



安城市LINE
公式アカウント
友だち募集中

議員提出第 3 号議案

安城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の規則を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 7 日提出

安城市議会議員	大	屋	明	仁
〃	杉	山		朗
〃	杳	名	喜代	治
〃	今	原	康	徳
〃	石	川		翼
〃	松	本	佳	栄
〃	守	口	晶	治
〃	石	川	いく	こ

安城市議会会議規則の一部を改正する規則

安城市議会会議規則（昭和 4 8 年安城市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「また」を「、また」に改める。

第 4 条第 3 項中「、議席」を「議席」に改める。

第 7 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 9 条第 2 項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第 1 4 条中「案に」を「案を備え」に改める。

第 1 5 条中「再び」を「、再び」に改める。

第 1 7 条中「そなえ」を「備え」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「承認」を「許可」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第23条及び第24条第2項中「又は」を「、又は」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第44条第2項中「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第51条第4項中「又は」を「、又は」に、「若しくは」を「、若しくは」に改める。

第52条第1項及び第55条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第66条中「写」を「写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろうとする」を「採ろうとする」に改める。

第70条第1項中「とろうとする」を「採ろうとする」に改め、同条第2項中「とき又は」を「とき、又は」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第3項中「とる」を「採る」に改める。

第71条第1項中「とき又は」を「とき、又は」に、「とる」を「採る」に改める。

第75条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第76条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第76条の4第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第77条第2項を次のように改める。

2 議事は、録音その他議長が適当と認める方法によって記録する。

第78条中「、印刷して」を削る。

第92条中「承認」を「許可」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第100条第2項中「委員長」を「、委員長」に改める。

第106条中「すべて」を「全て」に改める。

第108条第1項中「すべて」を「、全て」に改める。

第109条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員という。」。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条第3項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改める。

第117条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第120条中「とろうとする」を「採ろうとする」に改める。

第123条第1項中「とろうとする」を「採ろうとする」に改め、同条第2項中「又は委員長」を「、又は委員長」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第124条第1項中「又は出席委員」を「、又は出席委員」に、「とる」を「採る」に改める。

第128条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第129条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第130条第1項中「諸願」を「請願」に改め、「及び名称」を削り、「請願者（法人の場合には）」の次に「その名称を記載し、」を加え、同条に次の2項を加える。

4 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第132条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第132条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

第132条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第134条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第135条中「これを請求しなければ」を「、これを請求しなければ」に改める。

第136条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第143条第1項中「、外とう、えり巻、かさ」を「、コート、マフラー、傘」に改め、同項ただし書中「議長又は委員長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第148条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第150条中「すべて」を「全て」に改める。

第152条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第152条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、現在の社会情勢等に照らした運用の見直しに伴い、必要があるため。

議員提出第4号議案

刑事訴訟法の再審規定の改正に関する意見書について

上記の意見書を国に提出するものとする。

令和6年9月27日提出

安城市議会議員	今	原	康	徳
〃	杉	山		朗
〃	杳	名	喜	代治
〃	大	屋	明	仁
〃	石	川		翼
〃	松	本	佳	栄
〃	守	口	晶	治
〃	石	川	い	くこ

－提案理由－

この案を提出したのは、刑事訴訟法の再審制度の規定の改正について、積極的な議論を進めるよう国に要望するため。

刑事訴訟法の再審規定の改正に関する意見書

えん罪は、有罪とされた者や家族の人生を大きく狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない点で最大の人権侵害である。えん罪の発生を防ぐことはもちろん、不幸にしてえん罪が発生した場合に、速やかに救済することは国の基本的責務であり、事案の真相を究明して刑罰法令を適正かつ迅速に適用するためにも、再審制度は重要な意義を持っている。

しかしながら、現状の問題点として、過去の再審請求に関わった裁判官を除斥・忌避する規定がなく、再審の審理に関する手続規定が刑事訴訟法にほとんど置かれていないこと、また、過去の著名なえん罪事件において、証拠開示が不十分で著しく遅かっただけでなく、検察官抗告により審理が長期化したことなどがある。

よって、国におかれては、刑事訴訟法の再審制度の規定の改正について、積極的に議論を進められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

安 城 市 議 会

議員提出第 5 号議案

国の私学助成の拡充に関する意見書について

上記の意見書を国に提出するものとする。

令和 6 年 9 月 2 7 日提出

安城市議会議員	石	川	翼
〃	杉	山	朗
〃	沓	名	喜代治
〃	大	屋	明 仁
〃	今	原	康 徳
〃	松	本	佳 栄
〃	守	口	晶 治
〃	石	川	いくこ

－提案理由－

この案を提出したのは、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、私立高校への国庫補助金及びそれに伴う地方交付税交付金を充実し、経常費補助の一層の拡充を図られるよう国に要望するため。

国の私学助成の拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和５０年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきた。

とりわけ平成２１年に始まった私立高校生に対する「就学支援金」制度は、令和２年度から、年収５９０万円未満世帯まで授業料平均額の無償化が実施され、愛知県においては就学支援金の増額分を全額活用して、年収７２０万円未満世帯まで授業料と入学金の無償化を実現することができた。この間、学費滞納・経済的理由による退学者は大幅に減少しており、国のこれまでの私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

それでもなお、年収９１０万円未満世帯まで無償化され、それ以上の家庭でも年間約１２万円の学費で通うことのできる公立高校生と比べて、私立高校生にはまだ大きな学費負担が残されている。

愛知県では高校生の３人に１人が私立高校に通っており、約９０％が進学する高校教育において、学費の「公私格差是正」「教育の公平」は全ての子どもと父母の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は引き続き重要な課題となっている。

加えて、財政が不安定な私立高校が公立と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を来年度も引き続き拡充していくことが求められる。

よって、国におかれては、国の責務と私立高校の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校への国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高校の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年９月２７日

安 城 市 議 会

議員提出第 6 号議案

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書について

上記の意見書を県に提出するものとする。

令和 6 年 9 月 2 7 日提出

安城市議会議員	松	本	佳	栄
〃	杉	山		朗
〃	沓	名	喜	代治
〃	大	屋	明	仁
〃	今	原	康	徳
〃	石	川		翼
〃	守	口	晶	治
〃	石	川	い	くこ

－提案理由－

この案を提出したのは、「教育の公平」を実現し、「私学選択の自由」を確保するために、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を是正できる施策を実施されるよう県に要望するため。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書

愛知県では高校生の３人に１人が私学に通っており、私学は「公教育」の場として、「公私両輪体制」で県の「公教育」を支えてきた。そのため、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重点施策と位置付けられ、県議会・県当局をはじめ多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられてきた。

とりわけ愛知県においては、令和２年度以降、国の就学支援金の増額分を全額活用して、私学に通う半数の世帯が該当する年収７２０万円未満世帯まで授業料と入学金を無償化し、子どもたちの「私学選択の自由」は大きく広がった。

しかし、年収９１０万円未満世帯まで無償化されている公立高校生に対して、年収７２０万円以上世帯の私立高校生には、県の補助を差し引いても、大きな負担が残されており、学費の心配をせずに「私学を自由を選べる」状況にはなっていない。

県の基本方針である「公私両輪」、「公私連携」に照らせば、「全ての子どもが私立も自由を選択できる」ことが大前提であり、「公私格差の解消」はその根幹である。

よって当議会は、「教育の公平」を実現し、「私学選択の自由」を確保するために、年収７２０万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年９月２７日

安 城 市 議 会